

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで  
国民年金の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について追納した事実が確認できないとの回答を得た。  
申立期間の国民年金保険料は、平成4年10月から、夫が仕事の合間を見て追納しているはずであり、本来第3号被保険者期間であるはずの4年10月から5年5月までの期間の納付済み保険料について、同期間としての納付ではなく、申立期間の追納保険料を納付したものであると認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者種別は、平成4年10月20日に3号から1号に変更されているが、当時、申立人は夫の被扶養配偶者であったことから、申立人にはこの変更手続を行う理由が無い。

また、申立期間の追納保険料を納付したとする申立人の夫は、市役所で手続したと供述しているところ、当時、市役所において保険料の追納申込みは可能であったほか、オンライン記録により、申立人の夫自身の免除分の国民年金保険料は後日追納されていることが確認できることを踏まえると、申立人の夫は、オンライン記録により納付済みと記録されている申立人の平成4年10月から5年5月までの期間の保険料については、申立期間のうち3年6月から4年1月までの期間の追納保険料として納付していたと考えるのが自然であり、当時、申立人の被保険者種別を変更する理由が無いにもかかわらず、誤った事務処理がなされ行政側の不手際がうかがえる。

一方、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月については、上記

のとおり、申立人が追納保険料として納付していたと認められるのは、オンライン記録により納付済みと記録されている4年10月から5年5月までの8か月分であり、ほかに4年2月及び同年3月の追納保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から4年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していたはずであり、夫が納付済みとされているのに私が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料について未納は無いことから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人の夫は申立期間において国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できるほか、申立人は、申請免除期間中の平成10年9月に、時効が迫った8年9月から9年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、未納保険料の解消に努めていた状況がうかがわれることから、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
保険料控除の証明となる資料は無いが、昭和37年3月1日から38年5月末に退職するまでA社C支店に継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C支店において昭和37年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同社C支店が適用事業所でなくなった同年5月1日に資格を喪失後、同年10月1日に同社B事業所において資格を再取得したと記録されている。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社C支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社C支店で経理を担当していた同僚は、「昭和37年5月に厚生年金保険の適用事業所がC支店からB事業所が変わった以降も、C支店は継続して営業しており、当初から給与の計算や保険料の控除はB事業所で行っていたため、事務処理も全く変わらなかった。当時、C支店で厚生年金保険に加入していた社員は、そのままB事業所でも加入しているはずである。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和37年5月1日)に厚生年金保険被保険

者資格を喪失した記録となっている者は、おおむね同日に同社B事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人についても、これらの同僚と同様の取扱いがなされるべきだったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の書類等は保管していないため不明。」と回答しているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和37年10月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年6月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間は、A社から子会社のC社へ異動したが、厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、退職所得の源泉徴収票、給与支給明細書及び上司や複数の同僚の供述から、申立人は、A社に昭和44年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無い旨回答しており、不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社に平成13年3月31日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び事業所の回答により、申立人は、A社に平成13年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成13年3月31日であることから、事業主が資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から49年8月まで  
昭和48年6月に会社を退職後、同年7月から10月頃の間、A市役所で国民年金に加入しなかった。申立期間の国民年金保険料は、郵便局で納付しており、申立期間が未加入・未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は当時の保険料額や納付時期等の保険料納付に係る記憶が曖昧であり、納付状況が明らかでない。

また、申立期間のうち、婚姻後の昭和48年12月から49年8月までの期間について、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、当該期間においては任意加入対象期間となるが、オンライン記録によれば、申立人は申立期間後の昭和49年9月4日に国民年金に任意加入していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、制度上、加入手続きを行った時から遡って国民年金の被保険者にはなり得ず、保険料を遡及納付することはできない。

さらに、申立人が供述する申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、住所地であるA市及びB町における収納事務と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、38 年 7 月から 40 年 9 月までの期間及び 49 年 4 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 7 月から 40 年 9 月まで  
③ 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間①は、昭和36年に私がA町役場に行き加入手続をし、38年3月まで納付書に現金を添えA町役場B支所で保険料を納付した。

また、申立期間②は、当時の勤務先の雇用主から国民年金保険料を納付する話を聞いており、雇用主から領収書を受け取った記憶もある。

さらに、申立期間③は、A町役場から国民年金保険料の領収書が届き、当時の雇用主が保険料を納付してくれていたことがわかった期間であり、勤務し始めてから49年3月まで納付された記録になっているが、引き続き勤務した申立期間③の保険料を雇用主が納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 36 年に加入手続をし、保険料を納付したと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は、37 年 11 月から同年 12 月ごろ加入手続し、資格取得日を 36 年 4 月 1 日まで<sup>さかのぼ</sup>ったものと推察されるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が供述する申立期間①当時の国民年金保険料の納付方法は、当時のA町における収納事務と符合しておらず、申立人の記憶に不確かな点が見受けられ、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 申立期間②及び③については、被保険者台帳及びA町作成の被保険者名簿により法定免除期間と記録されていることが確認できるほか、所轄行政庁に照会したところ、申立期間②及び③当時、申立人は生活保護を受給していたとの回答を得ている。

また、申立人は、申立期間②及び③ともに当時の雇用主が国民年金保険料を納付したとしており、保険料の納付に直接関与していない上、納付していたとされる当時の雇用主も所在不明等により供述を得ることができず、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月 21 日から平成元年 3 月 5 日まで  
② 平成 3 年 12 月 15 日から 4 年 4 月 3 日まで  
③ 平成 12 年 2 月 24 日から同年 3 月 15 日まで  
④ 平成 13 年 12 月 19 日から 14 年 4 月 17 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、厚生年金保険の加入期間について漏れている期間があった。

A社に季節雇用として勤務していたが、給与から厚生年金保険料が控除されていた「給与支給明細の記録」があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与の支給内容を記録していた日記から転記したとする「給与支給明細の記録」から、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたとしており、このことは、同社において、申立人が一緒に勤務したとする同僚の供述からも、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。なお、申立人の雇用形態について、同社に照会したところ、「申立人は短期雇用であったが、離職後の冬期間に短期アルバイトとして雇用した年もある。」との回答を得ているほか、同社から提供された出勤簿によると、申立期間の一部の期間において、離職後における出勤記録が確認できる。

しかし、A社から提供された賃金台帳（昭和 63 年 12 月から平成元年 2 月までの期間及び 3 年 12 月から 4 年 3 月までの期間）及び申立人が提出した給与支給明細書（平成 13 年 12 月分）によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入

記録とすべて一致しており、申立期間において、求職者給付を受けていることも確認できる。

さらに、全国健康保険協会B支部の健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において、健康保険任意継続被保険者となっている上、オンライン記録によると、同期間において国民年金の被保険者として、当該保険料をすべて納付していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入させない取扱いであった短期アルバイトとして勤務していたことが推認できる。

なお、申立人から提出された「給与支給明細の記録」を検証したところ、介護保険制度の施行前にもかかわらず、同保険料控除額が記載されているなどの相違が見受けられるほか、申立期間において、厚生年金保険及び健康保険の保険料控除額がオンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険及び健康保険の保険料額に一致していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。